

令和5年4月1日

業者各位

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

ガス設備工事の発注について

本市におけるガス設備工事は、現在都市ガス事業者との随意契約としていますが、令和4年4月1日施行のガス事業法施行令の一部改正に基づく、当該都市ガス事業者の法的分離の義務化に伴い、下記のとおり運用することとします。

記

1. ガス設備工事の発注について

原則として、発注予定金額130万円超の工事については、一般競争入札(電子入札)を実施します。入札対象となる業種は「管工事」として発注します。
130万円以下の工事については、見積もり合わせを実施します。

2 適用範囲

原則として、すべてのガス設備工事を対象とします。

3 適用時期

令和5年4月1日以降に発注する案件から適用します。

以上